

特別支援学校教諭免許状制度の概要について

1 制度改正

学校教育法の一部改正に伴い、教育職員免許法施行規則の一部が改正されました。かつての、「盲学校教諭免許状」、「聾学校教諭免許状」及び「養護学校教諭免許状」は、「特別支援学校教諭免許状」に一本化されました。

また、当該免許状の授与を受けようとする者の特別支援教育に関する修得の状況に応じて、一または二以上の特別支援教育領域を定めて授与するものとされました。

(参考) 改正前の免許状の取扱い

既に取得済の免許状については、特別支援学校免許状とみなされます。

改正前	改正後
盲学校教諭免許状	視覚障害者に関する領域を定めた 特別支援学校教諭免許状
聾学校教諭免許状	聴覚障害者に関する領域を定めた 特別支援学校教諭免許状
養護学校教諭免許状	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する 領域を定めた特別支援学校教諭免許状

2 改正後の法律（新法）での免許状取得方法（別表第7）

新法において、2種免許状を取得するためには、下表の「必修科目」を含めて合計6単位以上修得し、内容についても「重複・LD等」と5つの「領域」を含む単位を修得し、かつ、教職経験が満3年以上必要となります。

第1欄	1単位以上
第2欄	1単位以上（知的、肢体不自由、病弱の場合 各1単位）
	2単位以上（視覚、聴覚の場合 各2単位）
第3欄	1単位以上（第2欄で完成しなかった領域を必ず含むこと）

なお、2種・1種免許状の取得、領域追加に関して、具体的な単位の修得方法等については、京都府教育庁指導部学校教育課教員免許係までおたずねください。